

【連載】

高齢者役立ち かわら版

第21回

「クーリング・オフの通知はがきの書き方について」

訪問販売や電話勧誘販売などで必要がない契約をしてしまい、お困りではないですか？

一定期間であれば、無条件で契約を解除できる方法があります。それが「クーリング・オフ」です。今回はその通知方法についてお伝えします。

「クーリング・オフ通知手続きの方法」

1 郵便はがきに下の記入例を参考に必要事項を記入し、郵送する前に必ず両面(表と裏)をコピーします。

《販売会社に通知する時のはがき記入例》

<h3>契約解除通知書</h3> <p>契約年月日 平成〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇〇円 販売会社名 〇〇株式会社〇〇営業所 担当者名 〇〇〇〇氏 上記の日付の契約を解除します。</p> <p>尚、支払い済みの〇〇〇〇〇〇円を すみやかに返金し、 商品を引き取ってください。</p> <p>平成〇年〇月〇日 契約者住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 氏名 〇〇〇〇</p>	<p>郵便はがき</p> <p>切手</p> <p>〇〇株式会社 代表者 〇〇様</p> <p>〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地</p>
---	---

2 郵便局の窓口で「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

※「特定記録郵便」と「簡易書留」は郵便物を差し出した記録が残ります。郵便局窓口での手続きが必要で受領証が発行されます。

3 郵便はがきのコピーと郵便局で受け取った受領証を大切に保管しておきます。

チェックポイント

- クレジット契約をしている場合は、販売業者とクレジット会社へ同時に通知します。
- 商品の引き取り費用は販売業者の負担となります。
- 無事に終わっても関係書類は5年間保管してください。
- クーリング・オフが出来るかどうか、書き方や手続き方法が分からない時は、

稲沢市消費生活センター(☎0587-32-2594)へご相談ください。

◎開設時間(月～金)10:00～12:00、13:00～15:00 ※年末年始及び祝日を除きます。

※次回は「消費者被害にあわないために注意すること」についてお伝えします。